旧

(役員の資格)

第23条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- (1) <u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として法第29条の3第1項第2号の委任に基づく厚生労働省令(以下「省令」という。)第57条の2に定めるもの</u>
- (2) 法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に 違反し、又は法第29条の3第1項第3号に掲げる民事再生法若しくは破産法 の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが なくなった日から2年を経過しない者
- (3) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(役員の資格)

第23条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (2) 法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に 違反し、又は法第29条の3第1項第3号に掲げる民事再生法若しくは破 産法の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受け ることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(役員の組合に対する損害賠償責任)

第28条 役員がその任務を怠り、この組合に損害を与えた場合は、その役員は、この組合に対して損害賠償の責任を負う。

- 2 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づいて行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 3 第1項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき 善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその 在職中にこの組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利 益の1年間当たりの額に相当する額として法第31条の3第4項の委任に基

(役員の組合に対する損害賠償責任)

- 第28条 役員がその任務を怠り、この組合に損害を与えた場合は、その役員は、この組合に対して損害賠償の責任を負う。
- 2 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づいて行われたとき は、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 3 第1項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき 善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がそ の在職中にこの組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上 の利益の1年間当たりの額に相当する額として法第31条の3第4項の委

## 東京都消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

づく省令第62条に定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員 の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度と して、総(代)会の決議によって免除することができる。

(1) 第35条第1項に規定する代表理事

(2) 代表理事以外の理事 4

(3) 監事

任に基づく**厚生労働省令(以下「省令」という。)**第62条に定める方法に より算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定め る数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総(代)会の決議によ って免除することができる。

(1) 第35条第1項に規定する代表理事

(2) 代表理事以外の理事

(3) 監事 2